

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(消費性能適合性判定に係る手数料の額)</p> <p>第1条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、<u>第1項の規定の例により算出した額</u>の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(消費性能適合性判定に係る手数料の額)</p> <p>第1条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、<u>当該証明に係る建築物ごとに、非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額を、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額をそれぞれ合計した額</u>の手数料を納付しなければならない。</p>